

第19回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

令和2年1月24日

葛城市議会

開 会 午後0時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。今回、私も委員長になりまして初めての委員会でございます。この百条委員会も最終的な段階に来ているのかなというところでございますので、今後、議論というものをしっかりと終結に向けて頑張っていっていただきたいと思います。不慣れですけど、どうぞよろしく願いいたします。

委員外議員をご紹介します。増田議員です。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクに近づけて発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）証人喚問等について、議題といたします。

午前中に開催いたしました協議会におきまして、執行機関より証人として出頭を求めることについて、しっかりとご協議をいただいております。その結果、葛城市長、阿古和彦氏に証人として出頭を願ってはどうかということでございましたので、このことについてお諮りいたします。

ただいま申し上げました阿古市長を証人として出頭願うことにご異議ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 午前中の協議会で証人喚問等について審議してまいりました。理事者側、特に阿古市長について証人尋問を行うということで、大勢の意見としてそういう意見があったわけですが、私としては市長を呼ぶことには反対する立場から意見を述べたいと思います。

この未処理金調査特別委員会については既に2年になっております。市民の皆様から早急にこれを終結していただきたいという声もたくさんいただいていることは、この委員会でも反映されているところであります。

これまでの委員会の流れとしては、銀行に確かめた後、最後に3名の方を呼んで終結していくという方向で話がありました。その流れで来ていたんですが、ここへ来て理事者を呼ぶということになったわけでありましてけれども、その理事者を呼ぶ、特に阿古市長を呼ぶとなった経緯について、その質問事項について協議したわけですがけれども、その中身については既に全員協議会及び吉川義彦元市長の申入書、あるいは一般質問等による副市長の答弁、それらによって全て事実関係は私は判明していると思いますので、いわゆる本筋のところでは既にこれで終結していこうということで確認されていることで、これ以上また細かい細部にわたって、私は枝葉にかかわることが大変多いと思っておりますので、審議を迅速に進めるためにも、既にこれまでの文書及び議会答弁等で明らかになっていることをこれ以上聞く、またそこから新たな事実ということで、どんどんどんどん未処理金調査特別委員会の議論が膨らみ、また長期化するということを私は避けるべきであろうと思います。

未処理金の発生の経緯について調べてまいりました。管理実態もほぼ、これまでの多くの証人尋問によって明らかになってきております。お金を預かる段階がどうのこうのというこ

とで、一部そういうことがあるということでもありますけれども、本筋についてはほぼ解決の方向、委員会として結論を出すべき方向に近づいてきていると思いますので、これ以上審議の幅をもっといろんなところへ広げていくということに私は反対であります。

以上をもちまして、私は市長を委員会で証人尋問するということについては反対したいと思います。以上です。

藤井本委員長 ご異議ある方、ほかにございませぬか。もう既に協議会で決まっておりますので、これの反対の方おられますか。

(「反対と言われてんから、何でやるかというの」の声あり)

藤井本委員長 それでは、ご意見ございませぬか。

川村委員。

川村委員 先日の協議会で、理事者の方のお立場として阿古市長を呼ぶということが協議されておりましたので、今、あえて谷原委員の方がそれに対する反対の意見を述べられましたが、私といたしましては、協議会で熱い審議をいただきましたとおり、理事者の方で阿古市長をお呼びするということにつきましては、そのまま進めていかせていただきたいと思っております。

理由として、今、委員会ですので、市民の皆様にもなぜそういった形にするかということとは簡単に述べさせていただきます。

ちょうど未処理金につきまして、まだ発覚して湯気の立たないうちに、水面下でいろんな話が出てまいりました。その中で平成30年の1月30日に、先ほど谷原委員もおっしゃいましたように、吉川義彦前市長の方から阿古市長の方に申入書というものが送られまして、その申入書の内容の判断によりまして、阿古市長が歳計外に1億8,000万何がしかの金額を預かったという経緯でございますが、その経緯に至りまして、この申入書の内容について書かれていることを、その内容のとおりだというふうに解釈するところでございますが、なぜそう解釈したのかという点につきましては、やはり市民の皆様もこの1億8,000万円の未処理金が、ただこの申入書の内容のとおり、そのとおりだと判断したというところに、なかなかそここのところ、納得のいくところではないし、また私たち議会といたしましても、この内容につきましてははっきりと、理事者側のお立場としてどういう受入れがあったかということにつきましては、この百条委員会でしっかりとご意見を聞かせていただいた上で議会として、百条委員会としての判断をいたしたいと思っておりますので、これはしっかりと市長の方から内容についてはお聞きするべきだと思ひまして、市長を呼ぶべきことにつきましては賛成をさせていただきます。

藤井本委員長 ほかに。

吉村始委員。

吉村始委員 私も市長が来ていただく中で聞く内容とすれば、特に行政の場合は地方自治法にきちっとのっかってやるべきものでありますので、この歳計外というものの法的な根拠について確認するということと、もう一つは、委員の中でもこのお金、いわゆる裏金についての見解が分かれております。もともと収入役名義であったものが区長名義になって、また歳計外になって、その中でお金が渡っていくんですけども、この中でお金の性格についてどのよう

に行政として、理事者側として考えているのか、そのことも聞く意味はあると思いますので、そういう意味から、私は証人として来られた場合にはそういうことを聞きたいというふうに思っておりますので、阿古市長にはそういったことをお答えいただきたいというふうに思っております。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、賛成、反対、賛否が分かれておりますので、今申し上げました葛城市長、阿古和彦氏を証人として出頭願うことに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

藤井本委員長 起立多数でございます。

次に、証人尋問の日時であります。来週1月31日金曜日午前10時から葛城市長、阿古和彦氏に委員会への出頭を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、来る1月31日に委員会を開催し、出頭を求めることについて決定いたしました。なお、出頭日について、正当な理由があるときは変更もあり得るものといたしますが、その際には、再度委員会を開催し、変更の議決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、証人に証言を求める事項についての協議に移ります。

証人に証言を求める事項については、これまでの協議会でご協議いただきました結果、葛城市が未処理金を歳計外会計として保管するに至った経緯と法的根拠に関する事項について、その他本件に関連する一切の事項についてであります。この内容で証人出頭を請求させていただきますが、このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

調査案件(1)証人喚問等については以上といたします。

本日の会議は以上といたします。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、ご苦勞さまでございました。来週も、ちょうど1週間先になりますけども、葛城市の理事者として阿古市長にお伺いをするに決定をさせていただきました。この百条委員会も2月になりますと設置されて丸2年が経過するわけでございます。市民からの要望として早く解決しなければならない、その一環として、理事者の方のご意見もお伺いするというを本日決定させていただきましたので、私どもとしてはその内容についてご期待もしておるところでございます。1週間先に委員会開催となりますけども、委員の皆様方には

お忙しい目をさせますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもつて、旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会といたします。ご苦勞さまでございました。

閉 会 午後0時43分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

藤井本 浩